

秋田県公安委員会告示第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成30年6月26日

秋田県公安委員会委員長 安 藤 巳智子

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成30年8月1日（水）午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者にあつては中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成30年7月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、21,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ21,500円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 （二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,400円
3 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,700円
4 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,550円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、14,550円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定

に基づき、公示する。

平成30年 6 月26日

秋田県公安委員会委員長 安 藤 巳智子

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査（準中型）
- (4) 技能検定員審査（普通）
- (5) 技能検定員審査（大特）
- (6) 技能検定員審査（大自二）
- (7) 技能検定員審査（普自二）
- (8) 技能検定員審査（牽引）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成30年 8 月 1 日（水）午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番 1 号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続
 - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は同条第 2 項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成30年 7 月 9 日（月）から同月13日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番 1 号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあつては23,400円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ23,400円から同表中欄の技能検定員審査（大型・中型・準中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ19,500円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,700円から同表右欄の技能検定員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 （大型・中型・ 準中型）に係る 額	技能検定員審査 （普通）に係る 額	技能検定員審査 （大型・中型・ 準中型・普通） 以外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,000円	3,550円	1,250円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	6,700円	6,100円	2,100円
3 教則の内容となっている事項	2,500円	2,000円	2,000円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,500円	2,000円	2,000円
5 技能検定の実施に関する知識	2,350円	1,900円	2,650円

6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	1,800円	2,050円	2,550円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあつては13,050円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては10,550円、技能検定員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,450円を減ずる。 2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあつては5,500円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては4,300円、技能検定員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,300円を減ずる。 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあつては22,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては18,800円、技能検定員審査（大型・中型・普通・準中型）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる。			

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）